

■軽度者への訪問・通所介護、地域支援事業に移行を財政審が提言

- ・財政制度等審議会は11月29日にまとめた「秋の建議」で、要介護1・2の軽度者へ訪問介護・通所介護について市町村が運営する地域支援事業に移すべきだと提言した。介護サービスの需要の大幅な増加が今後見込まれるとともに、介護の人材や財源に限りがある中で、要介護者のうち専門的なサービスをより必要とする重度者に対し給付を重点化していく必要があると主張している。
- ・地域支援事業への移行に当たっては、掃除や洗濯などの生活援助をはじめとして、多様な主体による効果的で効率的なサービスを段階的に提供できるようにする仕組みを求めた。
- ・地域支援事業への移行の適否については、政府が2023年12月に閣議決定した全世代型社会保障構築に関する改革工程で、第10期介護保険事業計画期間が始まる27年度までに検討し、結論を出すこととされた。
- ・建議では、公正で中立なケアマネジメントを確保するため、質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せて、居宅介護支援に利用者負担を導入することも提言した。
- ・2000年に介護保険制度が創設されて以降、居宅介護支援はケアマネジメントの利用機会を確保する観点から利用者に負担を求めないこととされてきた。しかし、財政審は、ケアマネジメントに関するサービスの利用が定着している現状を踏まえると、利用者が本来負担すべきケアマネジメントの費用を現役世代の保険料で肩代わりし続けることは世代間の公平の観点からも「不合理」だと主張している。
- ・居宅介護支援に利用者負担を導入することで、質の高いケアマネジメントが選ばれる仕組みとすべきだと訴えている。
- ・財政審は「秋の建議」で、25年度の予算編成に関する分野ごとの提言をまとめた。介護分野ではほかに、▽サービス付高齢者向け住宅などでの居宅療養管理指導の適正化▽介護施設の多床室の室料負担のさらなる見直し▽特別養護老人ホームなどでの人員配置基準のさらなる柔軟化▽介護保険制度での利用者2割負担の見直し—なども主張している。

※詳細は下記からご確認ください。

○令和7年度予算の編成等に関する建議

(令和6年11月29日) 財政制度等審議会

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20241129/index.html